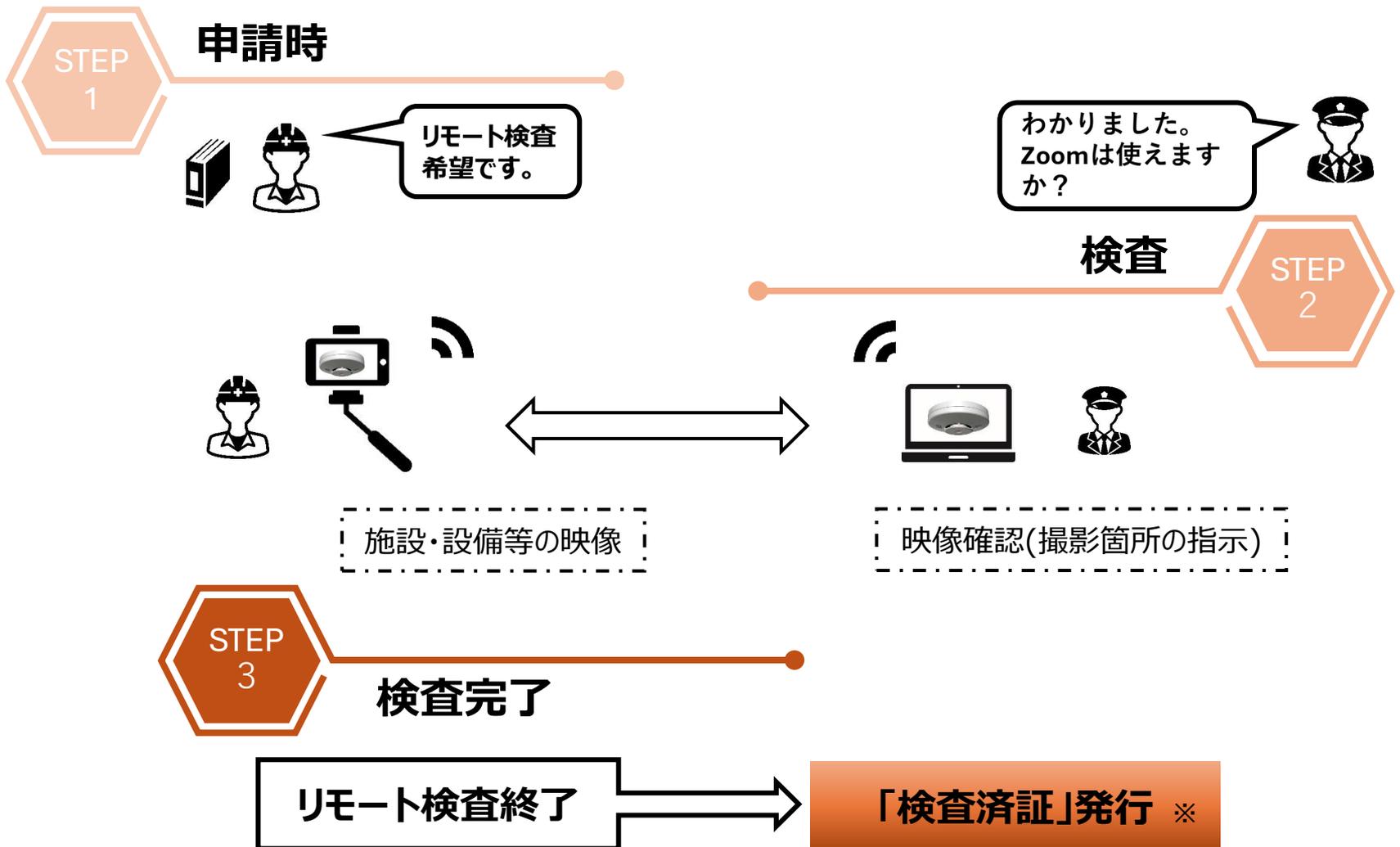


消防検査のリモート検査について

リモート検査とは・・・

消防職員が現地へ出向くことなく、インターネットに接続された携帯型電子機器（スマートフォン、タブレット等）を用いて消防設備の検査を行うことです。



リモート検査の対象

- 以下の全てに該当するもの
- 新築を除く、既存の建築物に関わる消防検査
 - 軽微な工事以外の検査で右の表に該当するもの
 - 消防機関側がリモートでの消防検査が可能と判断できるもの

リモート検査の手順

- 消防局指導課の受付窓口で検査日時を確定します。
- 消防機関側から、ZoomミーティングのURLを掲載したメールを送付します。
- 検査日時となりましたら、メールに記載のURL(参加Zoomミーティング)をクリックしてください。(Zoomアプリをダウンロードする必要があります。)
- リモート検査を実施します。検査員の指示に従い、対応してください。
- 法適合を確認後、「検査済証」を交付します。
(※別途、事務期間を要します。)

リモート検査の留意事項

- リモート検査を行う場合は、事前に電波状況の確認を行ってください。
- 通信状況や映像の画質が悪い場合は、検査を中止する場合があります。
- リモート検査に伴う通信機器のデータ通信量はご負担いただくことになります。
- 通信機器により撮影・録画を行うことを、事前に建物の所有者等から許可を得るようお願いします。
- リモート検査の効率化を図るため、届出図面に増設、移設、取替え等を行った機器がわかるように番号等を記入してください。

対象	検査内容
消火器	増設、移設及び取替え
スプリンクラー設備	ヘッドの増設、移設及び取替え
自動火災報知設備	感知器の増設、移設及び取替え
消防機関へ通報する火災報知設備	本体・ROMの交換
非常警報設備	«非常ベル・自動式サイレン» 構成機器の増設、移設及び取替え «放送設備» スピーカーの増設、移設及び取替え
避難器具	増設、移設及び取替え
誘導灯	増設、移設及び取替え
その他	上記に掲げるもののほか、消防機関側がリモートでの消防検査が可能と判断できるもの



Android用

Zoom
アプリ

iPhone用



お問い合わせ先

千葉市消防局予防部指導課
 建築第一係：043-202-1668
 建築第二係：043-202-1736